

資料 1

電気通信事業法施行規則等の一部改正について
(番号案内機能の廃止等を踏まえた規定の整備)

(諮問第3200号)

<目次>

1 報告書（案）	1
2 概 要	10
3 改正案	18

令和7年12月2日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
部会長 藤井 威生 殿

接続委員会
主査 相田 仁

報告書(案)

令和7年9月30日付け諮問第3200号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別紙のとおりである。

以上

「電気通信事業法施行規則等の一部改正に関する意見募集（番号案内機能の廃止等を踏まえた規定の整備）」に対する意見及びそれに対する考え方（案）

〔意見募集期間：令和7年10月1日（水）～同年10月30日（木）（案件番号：145210578）〕
〔再意見募集期間：令和7年11月5日（水）～同年11月18日（火）（案件番号：145210601）〕

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 4件（法人：1件、個人：3件）
再意見提出者 2件（法人：1件、個人：1件）

※提出意見数は、意見提出者数としています。
※意見については要約を付しています。

（提出順、敬称略）

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	NTT西日本株式会社
2	個人B	個人D
3	個人C	—
4	KDDI株式会社	—

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見 1 ● 番号案内の廃止に反対。 ○ 反対。番号案内やめるな (個人A)	再意見 1 －	考え方 1 ○ NTT東日本・NTT西日本においては、設備の維持限界及び需要の減少を理由として、令和8年3月までに番号案内サービスの提供を終了する予定と承知しています。 ○ また、NTT東日本・NTT西日本においては、番号案内機能を利用している接続事業者に個別に協議を行い、各社から同機能の提供を令和8年3月までに終了することに同意を得たと承知しています。 ○ こうした事情を踏まえ、番号案内機能についてはアンバンドルの意義が失われると考えられることから、第一種指定電気通信設備接続料規則の法定機能から当該機能を解除・削除するとともに、関係する省令の規定を整備するものです。	無
意見 2 ● 「(何)」欄の意味するところは何か。 ○ 「(何)」は何を意味するのか (個人B)	再意見 2 －	考え方 2 ○ 「(何)欄」は、第一種指定電気通信設備接続会計規則に規定された設備以外であっても、接続料の適正な算定において収支の状況を明らかにすることが重要な設備等について、その必要性に応じ	無

		て接続会計報告書に記載するためのものでです。	
意見3 <ul style="list-style-type: none">● 本省令改正案に賛同。但し、番号案内機能廃止の代替として、通信料金の公共料金化とMVNO躍進によるデジタルデバイド解消を提案。● 番号案内機能廃止により高齢者・低所得層の電話アクセスが悪化する中、公共料金化による利用者料金低廉化、MVNO躍進による競争促進、光回線の全国普及による固定電話終了後のテレビ視聴環境確保、端末販売の家電量販店への分離等の論点について省令に反映することを要望。	再意見3	考え方3	
<ul style="list-style-type: none">○ 番号案内機能廃止代替としての通信インフラ公共料金化とデジタルデバイド解消の提案○ 省令案を支持しますが、番号案内機能廃止の代替として、大手通信会社の公共料金化とMVNO躍進を推進し、デジタルデバイドを解消すべきです。○ 理由：廃止により高齢者・低所得層の電話アクセスが悪化する中、公共料金化で基本プランを月3,000円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、店舗対応コスト減と消費者負担軽減（10-20%）が実現。	-	<ul style="list-style-type: none">○ 賛同の御意見として承ります。○ 御意見の後段については、今回の意見募集の対象ではございませんが、総務省において今後の参考とすることが適当と考えます。	無

<ul style="list-style-type: none"> ○ MVNO 躍進で競争促進し、新機種サイクル短縮を是正、日本メーカーの長寿命端末（バッテリー交換可能、OS 更新 10 年対応）を奨励して在庫廃棄削減。 ○ 光回線全国普及（地方補助金拡大）で固定電話終了後のテレビ視聴も確保し、CO2 削減（インフラ効率化で排出 5% 低減）にも寄与。 ○ 端末販売を家電量販店に分離し、自由価格設定で余剰在庫減らします。 ○ これにより、廃止の影響を最小限にし、持続可能な通信環境を構築。省令案に反映を求めます。 <p>(個人 C)</p>			
<p>意見 4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現時点において、番号案内機能の一部である番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能を利用して番号案内に係るサービスを提供している事業者も存在しており、番号案内機能がアンバンドル機能であることの重要性は、これまでと変わりない。 ● 現状も第一種指定電気通信設備として指定されている設備の機能を利用している事業者が存在することから、引き続きアンバンドル機能として取り扱うべき。 ● 仮に番号案内機能がアンバンドル機 	<p>再意見 4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今回の省令改正案は、番号案内サービスの提供終了に伴い、番号案内機能を法定機能から削除するものと認識。 ● 番号案内機能に付随する「番号情報データベース登録機能」「番号情報データベース利用機能」の両機能について、本年 12 月末までに周知を行った上で、周知の日から 3 年を経過する日（接続事業者と協議が調った場合は合意する廃止日）以降に廃止を行う予定。 ● 「接続料の透明性、適正性の確保」について、番号情報データベースに係る機能に関しては、非指定電気通信設備との 	<p>考え方 4</p>	

<p>能から削除される場合、接続料の透明性、適正性の確保及び利用事業者における事業の予見性確保の観点から、現行の第一種指定電気通信設備に準じた取り扱いとなるよう要望。</p>	<p>接続に関する契約約款への規定に加え、接続事業者からの要望を踏まえつつ必要な情報を開示等していく考え。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社を含む他の電気通信事業者は、現時点において、番号案内機能の一部である番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能を利用して番号案内に係るサービスを提供しており、番号案内機能が接続料を適正かつ明確に定める機能（アンバンドル機能）であることの重要性は、これまでと何ら変わりないと考えます。 ○ 現状も第一種指定電気通信設備として指定されている設備の機能を利用している事業者が存在するにもかかわらず、法定機能から削除することは適切とは言えず、引き続きアンバンドル機能として取り扱うべきと考えます。 ○ 仮に番号案内に係る設備が第一種指定電気通信設備から除外され、それに伴いアンバンドル機能から削除される場合においても当該機能を利用している事業者に対してはその提供は継続されるものと認識しておりますが、 <ul style="list-style-type: none"> ・接続料の算定根拠が非開示となることから、接続料の透明性、適正性の確保が損なわれること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の省令改正は、番号案内サービスの提供終了に伴い、番号案内機能を法定機能から削除するものであると認識しております。 ○ 上記に伴い、番号案内に付随する「番号情報データベース登録機能」「番号情報データベース利用機能」についても結果的に削除されるものと認識しておりますが、本機能について、事業法施行規則第23条の9（第一種指定電気通信設備との接続に係る機能の休止又は廃止の周知方法）の規定に則り、2025年12月末までに周知を行った上で、周知の日から3年間が経過する日（接続事業者と協議が調った場合は同意する廃止日）以降に、当該機能の廃止を行う予定です。 ○ ご指摘いただいた「接続料の透明性、適正性の確保」につきましては、番号情報データベースに係る機能に関して、非指定電気通信設備との接続に関する契約約款への規定を行うとともに、接続料に関して必要な情報について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種指定電気通信設備接続料規則の法定機能から番号案内機能を解除・削除することの理由については考え方1の通りです。 ○ ご指摘の「番号情報データベース登録機能」「番号情報データベース利用機能」について、NTT西日本は、本年12月末までに周知を行った上で、周知の日から3年が経過する日以降に廃止を予定していることに加え、これらの機能を提供するNTT西日本の「番号情報データベース(TDIS)」についてもその利用が減少傾向にあることを踏まえると、これらの機能を新たに法定機能に位置づけ、TDISを第一種指定電気通信設備に指定し続ける必要性は乏しいと考えます。 ○ なお、NTT西日本においては、TDISが第一種指定電気通信設備から削除された後においても、当該装置を継続して利用する電気通信事業者に与える影響を最小限にとどめるよう、同社からの再意見の通り、非指定電気通信設備との接続に関する契約約款への規定や接 	無

<p>・当該機能を休廃止する場合において、アンバンドル機能として法令で定められた事前周知をせずに任意のタイミングで行うことが可能となり、利用事業者における事業の予見性が損なわれることから、現行の第一種指定電気通信設備に準じた取り扱いとなるよう要望します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>ては、協議にてご要望を承りつつ、適切に開示等していく考えです。 (NTT西日本株式会社)</p>	<p>統料に関する情報の開示に努める等、接続料の透明性や適正性の確保のために丁寧な対応を行うことが適當と考えます。</p>	
<p>意見5</p>	<p>再意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本省令改正案に賛同。但し、番号案内機能廃止の代替として、通信料金の公共料金化と高齢者向けの代替手段を提案。 ● 通信料金の公共料金化やMVNO躍進と地方における光回線普及を促進すること等によるデジタルデバイドの解消、MNP審査の簡易化等による（端末の）乗り換え率の向上、大手事業者に対するシンプルプラン限定等による市場競争の活性化、端末販売の家電量販店への分離、日本メーカーの長寿命端末奨励、地方への光回線整備の義務化、IP放送の推進等の論点について省令に反映することを要望。 	<p>考え方5</p>	
	<p>○ 番号案内機能廃止省令改正を通じた通信料金公共料金化と高齢者代替手段の提案</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 御意見の後段については、今回の意見募集の対象ではございませんが、総務省</p>	<p>無</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省令案を支持しますが、番号案内機能廃止を機に、大手通信会社の携帯電話料金と光回線料金を公共料金化し、MVNO 躍進と地方光回線普及を推進し、デジタルデバイドを解消すべきです。 ○ 104 番利用者の 60%が高齢者（総務省 2025 年データ）で、廃止によりスマホ依存が強まる中、料金高騰が弱者（高齢者・低所得層）のアクセスを阻害（地方普及率 75% vs 都市 90%）。公共料金化で基本プランを月 3,000 円以下に上限設定し、シンプルプラン限定にすれば、店舗対応コスト減と家計負担 10-20%軽減が可能。たとえば、段階制を禁止しデータ容量無制限の低価格プランや低容量プランを義務化すれば、高齢者のビデオ通話やオンライン医療利用がしやすくなり、地方のデジタルデバイドを解消します。 ○ MNP 審査を簡易化（オンライン即時審査、信用情報不要）し、手数料・解約金・複雑割引を禁止すれば、乗り換え率 20%向上。MVNO 躍進で多様な使い方（低容量プランや IoT 特化）を対応させ、大手はシンプルプランに絞ることで市場競争を活性化。 ○ 端末販売を家電量販店に分離（自由価格設定）で余剰在庫廃棄を削減（CO2 排出 5%低減）。日本メーカーの長寿命端 	<p>において今後の参考とすることが適当と考えます。</p>	
--	---	--------------------------------	--

	<p>末（バッテリー交換可能、OS 更新 10 年対応）を奨励で、環境負荷を抑えつつ弱者の負担軽減。地方光回線普及を義務化し、公共料金化で IP 放送を推進すれば、地方の情報格差を埋めます。</p> <p>○ これで、104 番廃止の代替として安心できる通信環境を構築。これらの施策で、省令案の効果を最大化し、すべての国民が安心してデジタル社会に参加できる環境を構築。省令案に反映を求めるます。</p> <p>(個人口)</p>		
--	--	--	--

以上

電気通信事業法施行規則等の 一部改正について

(番号案内機能の廃止等を踏まえた規定の整備)

令和7年9月30日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

主な改正の概要

- ① NTT東西においては、設備の維持限界及び需要の減少を理由に、令和8年3月までに番号案内サービスの提供を終了する予定（令和6年7月19日発表済）。当該サービスに関する接続機能について、接続料を適正かつ明確に定めるべき機能（アンバンドル機能）の一つとしてきたところ、サービスの終了に伴い、NTT東西は当該機能についても廃止する予定。こうした動向を踏まえ、一種接続料規則のアンバンドル機能から「番号案内機能」を削除するとともに、関係する省令の規定を整備するもの。
- ② 令和7年1月に実施したPSTNマイグレーションによる装置の構成変更等に伴い、提供内容に変化が生じた総合ディジタル通信端末回線伝送機能に係る規定を実態に踏まえた文言に改正するもの。

主な改正事項

① 番号案内機能の廃止に伴う番号案内機能に関する条文の整備

- ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）の一部改正
- ・第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号。以下「接続会計規則」という。）の一部改正
- ・第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。）の一部改正

② PSTNマイグレーションによる装置の構成変更等に伴う総合ディジタル通信端末回線伝送機能に関する条文の整備

- ・接続料規則の一部改正

規定の趣旨

- ・ ①について、施行規則第二十三条の二の第一種指定電気通信設備の基準について、現行の規定から、番号案内機能に関する設備に係る文言を削除する。併せて、接続会計規則について当該機能に係る項を（何）項に改めるとともに、別表1及び別表2について当該機能に係る項目を削除するほか、接続料規則から当該機能に係る文言を削除する。
- ・ ②について、接続料規則第四条のアンバンドル機能について、総合ディジタル通信端末回線伝送機能において着信専用機能が廃止されたことを踏まえ、現行の規定から、廃止機能に係る文言（「…であって、専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る」）を削除する。
- ・ 本省令案は令和8年4月1日に施行するものとする。ただし、本省令案による改正を反映した接続約款の認可申請及びその認可は施行日の前においてもできることとする（附則第2条）。また、接続会計規則の改正について、本省令案の施行日以後終了する事業年度（令和8年4月1日から開始する事業年度）に係る接続会計財務諸表等から適用する（附則第3条2項）。

省令改正案の内容

省令改正案【施行規則】

(第一種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

[2・3 略]

4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。

[一～三 略]

四 公衆電話機、~~電気通信番号の案内に用いられる案内台装置及びこれらに付随する装置~~

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

[一～七 略]

八 ~~番号案内機能(他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。)~~

省令改正案【接続料規則】

(第一種指定電気通信設備の基準等)

第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能及び次条に定める組合せ適用接続機能(以下この条及び第十八条の三の二において単に「組合せ適用接続機能」という。)とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備(組合せ適用接続機能については、次条各号に掲げる機能に対応する同表の下欄に掲げる対象設備とする。)及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備	
一 端末回線伝送機能	総合デジタル通信端末回線 伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)により通信を 伝送する機能(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置さ れる伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル 信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送す るものであつて、専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機 能に限る。)	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回 線に限る。)(第一種指定市内交換局に設置され る交換設備と一体で設置される伝送装置を含む。)
〔略〕			
十及び十一 番号案内機能 削除	電気通信番号の案内を行ふ機能	番号案内データベース及び番号案内装置	
〔略〕			

備考

[一・二 略]

省令改正案の内容

省令改正案【接続会計規則】

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表
資産

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） [略]
		2 特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） [略]
		信号継設備 番号案内データベース及び番号案内設備 専用加入者線装置モジュール [略]
	第一種指定設備利用部門 支援設備（補助部門） 全般管理（補助部門） [略]	休止設備 建設仮勘定 [略] [略] [略]

費 用
営 業 費 用

科 目	款 (原価部門)	項
[略]		
運用費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	番号案内（何） [略]
[略]		

収 益
営 業 利 益

科 目	款 (原価部門)	項
[略]		

(注)
[略]

省令改正案の内容

省令改正案【接続会計規則】

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

様式第1〔略〕

様式第2〔略〕

様式第3

固定資産帰属明細表

(単位 円)

		第一種指定設備 管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	信号網設備	番号案内ボターネ及び番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	「略」	「略」	第一種指定設備利用部門計	「略」	合計
	公衆電話機器設備	取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
[略]												
機械設備	電力設備	取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
[略]												
電話番号案内設備	取得価額											
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
監視設備	取得価額											
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
[略]												
設備区分ごとの固定資産合計		取得価額										
		減価償却累計額										
		帳簿価額										
[略]												

(注)

[1~2 略]

[列自体を削除]

[行自体を削除]

省令改正案の内容

省令改正案【接続会計規則】

様式第3の2

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

(単位 円)

			一般第一種指定設備計	合計
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額		
		減価償却累計額		
		帳簿価額		
	市内機械設備	取得価額		
		減価償却累計額		
		帳簿価額		
	市外機械設備	取得価額		
		減価償却累計額		
		帳簿価額		
	電報機械設備	取得価額		
		減価償却累計額		
		帳簿価額		
	伝送機械設備	取得価額		
		減価償却累計額		
		帳簿価額		
	無線機械設備	取得価額		
		減価償却累計額		
		帳簿価額		
	電力設備	取得価額		
		減価償却累計額		
		帳簿価額		
	電話番号案内設備	取得価額		
		減価償却累計額		
		帳簿価額		
	監視設備	取得価額		
		減価償却累計額		
		帳簿価額		
	(何)	取得価額		
		減価償却累計額		
		帳簿価額		

[略]

(注)

[略]

} [行 자체を削除]

省令改正案の内容

省令改正案【接続会計規則】

様式第4

設備区分別費用明細表

(単位 円)

第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	信号網設備	番号案内データベース及び番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	「略」	「略」	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	「略」	合計											
[略]																						
(単位 %)																						

[略]
 (注)
 [1 ~ 4 略]

〔列自体を削除〕

様式第4の2 [略]

附則案

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第三条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則(次項及び次条第一項において「新規則」という。)の規定の例により、接続約款(電気通信事業法(次項において「法」という。)第三十三条第二項の接続約款をいう。)について、同項の認可の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の規定により法第三十三条第二項の規定による認可の申請があった場合には、施行日前においても、新規則の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた接続約款は、施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。

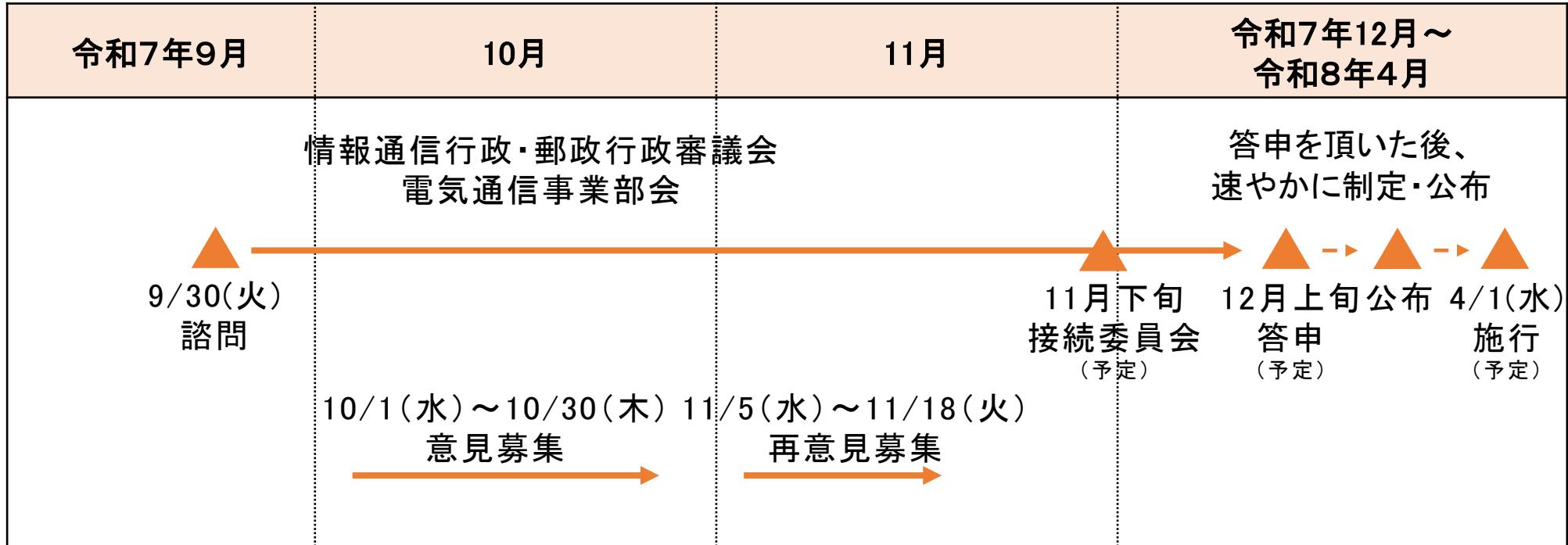
(経過措置)

第三条 前条第一項の申請があつた場合において、当該申請に対する処分の日が施行日以後となるときは、当該申請をした電気通信事業者がこの省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

2 第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同令第六条第一項の接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書について適用する。

今後のスケジュール（案）

- 本諮問内容について、令和7年12月の電気通信事業部会において答申を頂きたい。
- 答申後、総務省において速やかに省令等の改正を実施する予定。



※附則第2条の準備行為規定のみ、公布日施行（予定）。

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第一項、第四項第一号口及び第十三項並びに第三十六条第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	(第一種指定電気通信設備の基準等)	改 正 後		(第一種指定電気通信設備の基準等)	改 正 前
第二十三条の二	〔略〕		第二十三条の二	〔同上〕	
〔2・3 略〕			〔2・3 同上〕		
4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。	〔一～三 略〕	4 〔同上〕	〔一～三 同上〕	〔一～三 同上〕	〔一～三 同上〕
四 公衆電話機 (届出を要しない機能)			八 公衆電話機、電気通信番号の案内に用いられる案内台装置及びこれらに付随する装置 (届出を要しない機能)		
第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。	〔一～七 略〕	第二十四条の五 〔同上〕	〔一～七 同上〕	〔一～七 同上〕	〔一～七 同上〕
〔削る〕			番号案内機能(他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。)		
備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。					

（第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第二条 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

名　出　巡

名　出　巡

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘　定　科　目　表

勘　定　科　目　表

資　産　　項

1 電気通信事業固定

資　産

(1) 有形固定資産

第一種指定設備管理部
門

1 一般第一種指定設備

一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先ペケシト識別機能に係るものに限る。）

一般第一種指定中継ルータ

一般第一種指定県間中継ルータ

一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ

一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備

S I P サーバ

セッションボーダコンントローラ

E N U M サーバ

I P 電話用 D N S サーバ

ゲートウェイルータ

メディアアグートウェイ

一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先ペケシト識別機能に係るものに除く。）

網終端装置（I P—V P N サービスに係るもの）

網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）

収容イーサネットスイッチ（同等の機能

科　目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定 資　産 (1) 有形固定資産	第一種指定設備管理部 門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先ペケシト識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備 S I P サーバ セッションボーダコンントローラ E N U M サーバ I P 電話用 D N S サーバ ゲートウェイルータ メディアアグートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先ペケシト識別機能に係るものに除く。） 網終端装置（I P—V P N サービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ（同等の機能

科　目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定 資　産 (1) 有形固定資産	第一種指定設備管理部 門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先ペケシト識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備 S I P サーバ セッションボーダコンントローラ E N U M サーバ I P 電話用 D N S サーバ ゲートウェイルータ メディアアグートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先ペケシト識別機能に係るものに除く。） 網終端装置（I P—V P N サービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ（同等の機能

を有するルータを含む。) 中継イーサネットスイッチ (同等の機能 を有するルータを含む。) ゲートウェイスイッチ (同等の機能有 するルータを含む。)	を有するルータを含む。) 中継イーサネットスイッチ (同等の機能 を有するルータを含む。) ゲートウェイスイッチ (同等の機能有 するルータを含む。)
伝送路 (何)	伝送路 (何)
2 特別第一種指定設備 端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るも の) 主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路 (光信号の伝送に係るも の)	2 特別第一種指定設備 端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るも の) 主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路 (光信号の伝送に係るも の)
主配線盤 (光信号の伝送に係るもの) 公衆電話設備 端末系交換設備 (主として音声伝送役務 の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送役 務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換 設備伝送路 (主として音声伝送役務の提 供に用いられるもの)	主配線盤 (光信号の伝送に係るもの) 公衆電話設備 端末系交換設備 (主として音声伝送役務 の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送役 務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換 設備伝送路 (主としてデータ伝送役務的 供に用いられるもの)
端末系交換設備～端末系又は中継系交換 設備伝送路 (主としてデータ伝送役務的 供に用いられるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換 設備伝送路 (主としてデータ伝送役務的 供に用いられるもののうち、ルータ及 び伝送路により通信の交換及び伝送を行 う機能に係るもの) 中継系交換設備 (主として音声伝送役務 の提供に用いられるもの)	端末系交換設備～端末系又は中継系交換 設備伝送路 (主としてデータ伝送役務的 供に用いられるもののうち、ルータ及 び伝送路により通信の交換及び伝送を行 う機能に係るもの) 中継系交換設備 (主として音声伝送役務 の提供に用いられるもの)

		中継系交換設備（主としてデータ伝送役 務の提供に用いられるもの）
	信号網設備	信号網設備
		番号案内データベース及び番号案内設備
		専用加入者線装置モジュール
		専用加入者線装置モジュールのうち、光 信号電気信号変換機能に係るもの
		専用線ノード装置
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノ ード装置伝送路
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝 送路又は相互接続点伝送路
	(同)	(同)
	建物	建物
	土地	土地
	構築物	構築物
	機械及び装置	機械及び装置
	車両及び船舶	車両及び船舶
	工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
	休止設備	休止設備
	建設仮勘定	建設仮勘定
第一種指定設備利用部	〔略〕	〔略〕
門	支援設備（補助部門）	〔略〕
	全般管理（補助部門）	〔略〕
	〔略〕	〔同左〕

費 用		
科 目	款 (原価部門)	項
〔略〕		
運用費	第一種指定設備管理	(同)
	第一種指定設備管理	番号案内
費 用		
科 目	款 (原価部門)	項
〔同左〕		
運用費	第一種指定設備管理	番号案内
	第一種指定設備管理	番号案内

第一種指定設備利用部門計		第一種指定設備管理部門計	
一般 第一種指定設備	特別 第一種指定設備	一般 第一種指定設備	特別 第一種指定設備
信号網設備	専用加入者線装置モジュール	信号網設備	専用加入者線装置モジュール
【略】	【略】	【略】	【略】
うち光信号中継伝送機能に係るもの	うち光信号中継伝送機能に係るもの	うち光信号中継伝送機能に係るもの	うち光信号中継伝送機能に係るもの
合計	合計	合計	合計
第一種指定設備利用部門計	第一種指定設備利用部門計	第一種指定設備利用部門計	第一種指定設備利用部門計
營業費	營業費	營業費	營業費
うち貸倒損失費用	うち貸倒損失費用	うち貸倒損失費用	うち貸倒損失費用
運賃	運賃	運賃	運賃
施設保全費用	施設保全費用	施設保全費用	施設保全費用
通信代理	通信代理	通信代理	通信代理
試験研究費及び研究費償却費用	試験研究費及び研究費償却費用	試験研究費及び研究費償却費用	試験研究費及び研究費償却費用
減価償却費用	減価償却費用	減価償却費用	減価償却費用
固定資産除却損	固定資産除却損	固定資産除却損	固定資産除却損
通信設備使用料	通信設備使用料	通信設備使用料	通信設備使用料
合計	合計	合計	合計
(単位 %)	(単位 %)	(単位 %)	(単位 %)

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第三条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能及び次条に定める組合せ適用接続機能

(以下この条及び第十八条の三の二において単に「組合せ適用接続機能」という。)とし、そ

れぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備(組合せ適用接続機能につ

いては、次条各号に掲げる機能に対応する同表の下欄に掲げる対象設備とする。)及びこれの

附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

改 正 前

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第四条 [同上]

機能の区分		内容		対象設備
一 端末	二 端末	[略]	[略]	
回線伝送機能	総合デジタル通信機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)により通信を伝送する機能(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送する機能に限る。)	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)により通信を伝送する機能(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであつて専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。)	[略]
端末回線伝送機能	回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)により通信を伝送する機能(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送する機能に限る。)	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)により通信を伝送する機能(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであつて専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。)	[略]
備考	十及び十一 削除	[略]	[略]	[略]

機能の区分		内容		対象設備
一 端末	二 端末	[同上]	[同上]	
回線伝送機能	総合デジタル通信機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)により通信を伝送する機能(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであつて専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。)	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)により通信を伝送する機能(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであつて専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。)	[同上]
端末回線伝送機能	回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)により通信を伝送する機能(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであつて専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。)	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)により通信を伝送する機能(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであつて専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。)	[同上]
備考	十 番号案内機能	電気通信番号の案内を行ふ機能	番号案内データベース及び番号案内装置	[同上]
[一・二 同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第三条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（次項及び次条第一項において「新規則」という。）の規定の例により、接続約款（電気通信事業法）次項において「法」という。）第三十三条第二項の接続約款をいう。）について、同項の認可の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の規定により法第三十三条第二項の規定による認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新規則の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた接続約款は、施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。

(経過措置)

第三条 前条第一項の申請があつた場合において、当該申請に対する処分の日が施行日以後となるときは、当該申請をした電気通信事業者がこの省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当

該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

2 第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同令第六条第一項の接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書について適用する。

一般第一種指定設備計	(何)														合計				
	伝送路	ゲートウェイ・エイ・スイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)	中継イーサネット・スイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)	網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの)	網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)	網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)	一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るもの(端末系ルータ交換機能及び)	一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び)	ゲートウェイ・ルータ	メイ・アゲート・ウェイ	メデイア・ゲート・ウェイ	IP電話用DNSサーバ	ENUMサーバ	SIPサーバ	セッションボーダコントローラ	一般第一種指定ワイヤレス固定電話用收容ルータ	一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備	一般第一種指定中継ルータ	一般第一種指定県間中継ルータ
[略]																			
〔略〕	電力設備	取 得 価 額																	
		減 価 償 却 累 計 額																	
		帳 簿 価 額																	
〔略〕	電話番号案内設備	取 得 価 額																	
		減 価 償 却 累 計 額																	
		帳 簿 価 額																	
[略]																			

一般第一種指定設備計	合計																	
	(何)	伝送路	ゲートウェイ・エイ・スイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)	中継イーサネット・スイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)	網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの)	網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)	網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)	網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)	一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るもの(端末系ルータ交換機能及びメイアゲートウェイ・メディアゲートウェイ)	一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及びゲートウェイ・ルータ)	一般第一種指定ワイヤレス固定電話用收容ルータ(セッションボーダーコントローラ)	SIPサーバ	ENUMサーバ	IP電話用DNSサーバ	ゲートウェイ・ルータ	ゲートウェイ・ルータ	ゲートウェイ・ルータ	ゲートウェイ・ルータ
一般第一種指定中継ルータ																		
一般第一種指定県間中継ルータ																		
一般第一種指定ワイヤレス固定電話用收容ルータ																		
一般第一種指定ワイヤレス固定電話用收容ルータ																		
一般第一種指定中継ルータ																		
一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及びびる。)																		
一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及びびる。)																		
電力設備	取 得 価 額																	
「略」	減 価 償 却 累 計 額																	
「略」	帳 簿 価 額																	